

今回のテーマ：無期雇用にすると助成金支給！？

Q. 50歳以上のパートタイマーを無期雇用にすると、助成金が支給されると聞きました。どうい
うことでしょうか？

A. ご質問の件は、「65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）」のことで
この助成金は「50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事
業主に対して」助成金を支給するものです。ゆえに、パートタイマーだけでなく名称を問わ
ず、「50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者」が対象となります。

助成額は、対象労働者1人あたり48万円（中小企業事業主以外は38万円）が支給されます。
1支給申請年度1適用事業所あたり10人までを上限とします。

主な受給要件は

- (1) 有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する計画（以下「無期雇用転換計画」。）を作成し、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」理事長に提出してその認定を受けること。
- (2) (1)の無期雇用転換計画に基づき、当該無期雇用転換計画期間内に、雇用する50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換すること。

で助成金が支給されます。

なお、有期契約労働者として平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が通算5年以内の者を無期雇用労働者に転換するものしか助成金の対象になりませんので注意してください。

有期雇用を無期雇用にすると、助成金が支給されます！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約500社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！